

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年5月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2200167 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 2300001 号

第 1 結論

平成 3 年 3 月から平成 7 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料の納付記録を訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 3 月から平成 7 年 4 月まで

請求期間について、私名義の預金通帳において「ネンキン ホケンリョウ」と記された口座振替が確認できるにもかかわらず、国民年金保険料が未納の記録となっているが、私の国民年金保険料が口座振替されているはずなので、請求期間(納付済みと記録されている期間を含む。)について調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者名義の A 銀行及び B 銀行 (現在は、C 銀行) D 支店の預金通帳を提出し、請求期間において、国民年金保険料が口座振替されていることが確認できることから、請求者の請求期間に係る保険料を口座振替で納付した旨主張している。

しかしながら、上記預金通帳において「ネンキン ホケンリョウ」と記された口座振替は、振替が行われた日及びその金額から、請求期間当時の一人分の国民年金保険料が納付されたものであると考えられるところ、当該口座振替の実施状況(振替の有無及び振替日)は、オンライン記録において、請求者の夫に係る国民年金保険料の収納年月日が記録されている期間について、その納付状況と一致していることから、当該口座振替は請求者の夫に係る国民年金保険料について行われたものであることが推認できる。

一方、オンライン記録により、請求者は、請求期間のうち平成 6 年 3 月から同年 7 月までの期間に係る国民年金保険料について、平成 8 年度に過年度納付しており、平成 7 年 3 月及び同年 4 月に係る国民年金保険料について、当初は申請免除の期間であったところ、平成 17 年 3 月 28 日に追納していることが確認できることから、当該過年度納付及び追納と記録されている期間に係る国民年金保険料については、請求期間当時、口座振替により納付していないことが推認できる。

また、C 銀行 D 支店は、請求者の普通預金口座について、平成 3 年 3 月 27 日を登録日とす

る国民年金保険料の口座振替に係る解約があった旨が記載された口座振替依頼書照会結果（以下「解約データ」という。）を提出しており、同支店は、保管期間経過のため、解約データに係る預金口座振替依頼書を保管していないと回答し、この解約データが誰の国民年金保険料に係る記録であるかについては不明と陳述しているものの、請求者の国民年金保険料については、オンライン記録において、昭和 63 年 9 月から平成 3 年 2 月までの期間（充当と記録されている平成元年 9 月及び同年 12 月を除く。）は、毎月納付されていることが確認できるが、上記解約データが登録された平成 3 年 3 月以降である請求期間については、未納又は過年度納付若しくは追納と記録されている。

さらに、請求者の請求期間における住所地である E 市は、請求者に係る国民年金保険料の納付状況の記録は残っておらず、保険料について口座振替が行われていた期間があるかについて不明と回答している。

このほか、請求者が請求期間（オンライン記録において過年度納付又は追納と記録されている平成 6 年 3 月から同年 7 月までの期間並びに平成 7 年 3 月及び同年 4 月を除く。）の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付記録を訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2200107 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300005 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 7 月

A 社に同時期に勤務していた同僚の標準賞与額の記録を訂正することになったため、自身の年金記録を確認するようにとの通知が日本年金機構から届いたが、9 年前の平成 26 年夏期賞与については自分では確認できないので、調査してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る平成 26 年分源泉徴収簿兼賃金台帳 (以下「源泉徴収簿等」という。) 及び雇用保険の加入記録により、請求者の同社における退職日は同年 8 月 15 日であることが確認できるところ、同社は同年夏期賞与について、同年 8 月 29 日に現金で支給し、同日に在籍していなかった請求者に賞与を支給していなかった旨回答している。

また、A 社から提出された「支給控除項目一覧表 平成 26 年第 1 回分 賞与」により、平成 26 年夏期賞与が支給された社員 44 名を確認することができるものの、その中に請求者の氏名を確認することはできない。

さらに、上記の源泉徴収簿等において、請求者に係る平成 26 年 1 月分から退職月である同年 8 月分までの給与については記載されているが、賞与等欄は空欄であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。